

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第三十一条第一項の規定によつて、広島県及び山口県石油コンビナート等防災協議会は、岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画を次のとおり修正した。

平成二十年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 修正年月日

平成二十年二月二十八日

二 修正要旨

- 1 関係機関の組織再編などによる防災組織の見直しに伴う関係事項の修正
- 2 危険物等の貯蔵・取扱量などの変更に伴う数値などの修正
- 3 人口の増減などの状況に伴う記載事項の修正
- 4 関係資料の修正